

特定健康診査等実施計画

日油健康保険組合

平成 22 年 4 月

(Ver.1.1)

背景及び趣旨

我が国は国民皆保険のもと世界最長の平均寿命や高い保健医療水準を達成してきた。しかし、急速な少子高齢化や国民の意識変化などにより大きな環境変化に直面しており、医療制度を持続可能なものにするために、その構造改革が急務となっている。

このような状況に対応するため、高齢者の医療の確保に関する法律に基づいて、保険者は被保険者及び被扶養者に対し、糖尿病等の生活習慣病に関する健康診査（特定健康診査）及びその結果により健康の保持に努める必要がある者に対する保健指導（特定保健指導）を実施することとされた。

本計画は、当健康保険組合の特定健康診査及び特定保健指導の実施方法に関する基本的な事項、特定健康診査及び特定保健指導の実施並びにその成果に係る目標に関する基本的事項について定めるものである。

なお、高齢者の医療の確保に関する法律第19条により、5年ごとに5年を一期として特定健康診査等実施計画をさだめることとする。

日油健保組合の現状

当健保組合は、化学製品・油脂製品等の製造販売を事業とする日油株式会社を主にそのグループ企業が加入している健保組合である。

平成21年度の事業所数は16事業所で、全国7都道府県に所在するが、そのうちの5事業所が関東に所在している。

ただし、支店や営業所は全国に点在しており、東京近郊に在勤している被保険者及び被扶養者は4割、それ以外の在勤者は6割程度ではないかと思われる。

加入事業所のうち、被保険者20人未満の事業所は5事業所である。1事業所あたりの平均被保険者数は、約200人。

当健保組合に加入している被保険者は、平均年齢が41.3歳で、男性が全体の8割強を占める。

健康診断については、各事業所にて契約した医療機関（全国7都道府県で10機関）で実施されている。

日油株式会社の愛知事業所と尼崎工場には診療所があり、看護師・医師には受診勧奨者や特定保健指導対象者へのアプローチに協力を得ている。

当健康保険組合の行う健診は比較的幅広いものとなっており、生活習慣病健診としては上部消化管エックス線検査や眼底検査なども受診対象項目としている。

被保険者健診は事業主が行う健診に当健保で認めた検査項目を加えるものとし、被扶養者健診は主婦（配偶者）を中心に、当組合と健診を契約した医療機関を中心として実施している。

特定健康診査等の実施方法に関する基本的な事項

1 特定健康診査等の基本的考え方

日本内科学会等内科系 8 学会が合同でメタボリックシンドロームの疾患概念と診断基準を示した。これは、内臓脂肪型に起因する糖尿病、高脂血症、高血圧は予防可能であり、発症した後でも血糖、血圧をコントロールすることにより重病化を予防することが可能であるという考え方を基本としている。

健診で明らかになった各種のデータを活用し、受診者に自身の課題と改善方法とを明確にするだけではなく、自発的に課題に取り組めるモチベーションを維持するための材料を提供することが今後は求められる。

2 特定健康診査等の実施に係る留意事項

平成 20 年度より被扶養者健診の対象を広げ、配偶者以外の 40 歳以上 74 歳までの被扶養者についても特定健康診査を実施している。

被保険者については事業主と共同で行う法定健診と生活習慣病健診を特定健康診査の代替とすることを基本とし、任意継続被保険者についても同様とする。

なお、当健保での生活習慣病健診・特定健診の対象区分は以下の通りである。

被保険者

- ・ 30 歳未満 … 定期健康診断（事業主の義務とされる法定健診項目）
- ・ 30 歳以上 … 生活習慣病健診（女性は婦人科健診項目も含む）

被扶養配偶者

- ・ 30 歳未満 … 定期健康診断
- ・ 30 歳以上 … 生活習慣病健診（女性は婦人科健診項目も含む）

その他の被扶養者

- ・ 40 歳以上 75 歳未満 … 特定健診

当健康保険組合が主体となって特定健診を行いそのデータを管理しているが、データ形式の一般化などまだ課題も多い。

※なお、詳細な健診項目については当健保 HP にて掲載している。

(http://www.nichiyu-kenpo.or.jp/doc/kensin_komoku.pdf)

3 事業者等が行う健康診断及び保健指導との関係

従来から事業主と共同で健診を実施していたことから、今後も共同して受託している健診機関と連携し実施する。

健診費用は、法定健診項目分を事業主が負担する。

また、健診機関で保健指導も可能な場合はそれも合わせて同じ機関に委託しているが、困難な場合は一括して当健康保険組合にて委託業者を定めている。

事業主が健診を実施した場合は、当健保組合はそのデータを事業主から受領する。

健診データの保管期限は最低5年間とするが、長い期間に渡る情報の蓄積は保健指導の効果を向上させる効果があるため、それ以上の長期保管が望ましいと考えられる。

現在管理できている健診データはほとんどが40歳以上のものであるが、高リスク者になるべく早くからアプローチすることが予防の観点から見ると大切なため、今後は30代以下の者に関わる健診データも管理・活用を進めるのが課題となっている。

4 特定保健指導の基本的考え方

生活習慣病予備群の保健指導の第一の目的は、生活習慣病に移行させないことである。

そのための保健指導では、対象者自身が健診結果を理解して自らの生活習慣を変えることができるように支援することにある。

I 達成目標

1 特定健康診査の実施に係る目標

平成24年度における特定健康診査の実施率を78.2%とする。

この目標を達成するために、平成20年度以降の実施率（目標）を以下のように定める。

目標実施率 (％)

| | 20年度 | 21年度 | 22年度 | 23年度 | 24年度 | 国の参酌標準 |
|-----------|------|------|------|------|------|--------|
| 被保険者 | 90.0 | 95.0 | 95.0 | 97.0 | 99.0 | — |
| 被扶養者 | 20.0 | 20.0 | 25.0 | 31.0 | 34.0 | — |
| 被保険者＋被扶養者 | 65.2 | 69.1 | 71.4 | 75.3 | 78.2 | 77.92 |

※当健康保険組合は被扶養者比率が25%を超える単一健保のため、国の参酌標準は80%ではなく上記の通りとなる。

2 特定保健指導の実施に係る目標

平成24年度における特定保健指導の実施率45.0%とする。

この目標を達成するために、平成20年度以降の実施率（目標）を以下のように定める。

目標実施率 (人)

(被保険者＋被扶養者)

| | 20年度 | 21年度 | 22年度 | 23年度 | 24年度 | 国の参酌標準 |
|--------------------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|
| 40歳以上対象者（人） | 2,821 | 2,842 | 2,867 | 2,896 | 2,927 | — |
| 特定保健指導対象者数 （推計） | 420 | 460 | 500 | 540 | 580 | — |
| 実施率（％） | 25.0 | 30.0 | 35.0 | 40.0 | 45.0 | 45.0% |
| 実施者数 | 105 | 138 | 175 | 216 | 261 | — |

特定保健指導については、当組合の契約した保険指導機関で行う。

今後は、遠隔地の被扶養者等についても無理なく保健指導ができるように、初回面談時に自宅訪問が可能な委託先を利用する。

3 特定健康診査等の実施の成果に係る目標

平成24年度において、平成20年度と比較したメタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少率を10%以上とする。

Ⅱ 特定健康診査等の対象者数

1 対象者数

① 特定健康診査

被保険者

(人)

| | 20年度 | 21年度 | 22年度 | 23年度 | 24年度 |
|-----------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 対象者数(推計値) | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 |
| 40歳以上対象者 | 1,823 | 1,861 | 1,901 | 1,945 | 1,991 |
| 目標実施率(%) | 90.0 | 95.0 | 95.0 | 97.0 | 99.0 |
| 目標実施者数 | 1,641 | 1,768 | 1,806 | 1,887 | 1,971 |

被扶養者

(人)

| | 20年度 | 21年度 | 22年度 | 23年度 | 24年度 |
|-----------|------|------|------|------|------|
| 対象者数(推計値) | 70 | 70 | 70 | 70 | 70 |
| 40歳以上対象者 | 998 | 981 | 966 | 951 | 936 |
| 目標実施率(%) | 20.0 | 20.0 | 25.0 | 31.0 | 34.0 |
| 目標実施者数 | 200 | 196 | 242 | 295 | 318 |

被保険者＋被扶養者

(人)

| | 20年度 | 21年度 | 22年度 | 23年度 | 24年度 |
|-----------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 対象者数(推計値) | 170 | 170 | 170 | 170 | 170 |
| 40歳以上対象者 | 2,821 | 2,842 | 2,867 | 2,896 | 2,927 |
| 目標実施率(%) | 65.2 | 69.1 | 71.4 | 75.3 | 78.2 |
| 目標実施者数 | 1,840 | 1,964 | 2,047 | 2,181 | 2,289 |

② 特定保健指導の対象者数

被保険者＋被扶養者

(人)

| | 20年度 | 21年度 | 22年度 | 23年度 | 24年度 |
|-----------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 40歳以上対象者 | 2,821 | 2,842 | 2,867 | 2,896 | 2,927 |
| 動機付け支援対象者 | 190 | 207 | 224 | 242 | 261 |
| 実施率(%) | 25.0 | 30.0 | 35.0 | 40.0 | 45.0 |
| 実施者数 | 47 | 62 | 78 | 96 | 117 |
| 積極的支援対象者 | 386 | 421 | 455 | 492 | 530 |
| 実施率(%) | 25.0 | 30.0 | 35.0 | 40.0 | 45.0 |
| 実施者数 | 96 | 126 | 159 | 196 | 238 |
| 保健指導対象者計 | 576 | 628 | 679 | 734 | 791 |
| 実施率(%) | 25.0 | 30.0 | 35.0 | 40.0 | 45.0 |
| 実施者数 | 143 | 188 | 237 | 292 | 355 |

Ⅲ 特定健康診査等の実施方法

(1) 実施場所

特定健診は、被保険者については事業主が行う定期健診に併せて実施し、事業所会議室等を使用して委託契約している健診機関が実施する。

特定保健指導は、委託健診機関及び保健指導を行える機関に委託し、実施する。

(2) 実施項目

実施項目は、標準的な健診・保健指導プログラム第2編第2章に記載されている健診項目とする。

なお、基本的な健診項目に加え、当健康保険組合では生活習慣病健診の内容として貧血検査、眼底検査などの項目も受診可能であると定めている。

(3) 実施時期

被扶養者は4月～9月を原則とする。

(4) 委託の有無

ア 特定健診

被保険者・被扶養者が遠隔地にいる場合等は、代表医療保険者を通じて健診機関の全国組織との集合契約を結び、代行機関として社会保険診療報酬支払基金を利用して決済をおこない全国での受診が可能となる借置を検討する。

イ 特定保健指導

被保険者・被扶養者が遠隔地にいる場合等は、標準的な健診・保健指導プログラム第3編第6章の考え方にに基づきアウトソーシングの実施を行う。

(5) 受診方法

被保険者は原則、事業所の指定健診機関にて受診する。

被扶養者健診は当組合で契約している健診機関を中心として受診する。

(6) 周知・案内方法

周知は、当健保組合機関紙等に掲載するとともにホームページに掲載して行う。

(7) 健診データの受領方法

健診のデータは、契約健診機関から代行機関を通じ電子データを随時（又は月単位）受領して、当組合で保管する。また、特定保健指導について外部委託先機関実施分についても同様に電子データで受領するものとする。なお、保管年数は当保健組合が実施した分も含め、5年とする。

(8) 特定保健指導対象者の選出の方法

平成20年度については、被保険者を優先に選出する。

被扶養者については平成22年度より選出を開始する。

IV 個人情報の保護

当健保組合は、日油健康保険組合個人情報保護管理規定を遵守する。

当健保組合及び委託された健診・保健指導機関は、業務によって知り得た情報を外部に漏らしてはならない。

当健保組合のデータ管理者は、常務理事とする。またデータの利用者は当組合職員に限る。

外部委託する場合は、データ利用の範囲・利用者等を契約書に明記することとする。

V 特定健康診査等実施計画の公表・周知

本計画の周知は、各事業所にパンフレットを送付するとともに、機関誌やホームページに掲載する。

VI 特定健康診査等実施計画の評価及び見直し

当計画については、毎年組合会において見直しを検討する。

また、平成22年度に3年間の評価を行い、目標と大きくかけ離れた場合その他必要がある場合には見直すこととする。

VII その他

当健保組合に所属する保健師等については、特定健診・特定保健指導等の実践養成のための研修に随時参加させる。